事業評価シート【新規事業-1】

No.13

				י בייוער די			110.10		
事業名事業コード		市民が安心して相談で	きる体制整備事業	基	6	基本目標 総 施策の方向			
課係名		生活課 庶務相談係	内線	計項	2	戦施策			
担当者氏名		11 bk //////////////////////////////////	職名	画細項目	2	略整理番号			
		感染症に関連して生じる様々な問題に関し、弁護士等と連携し、対面及び電話による個別相談を行うにあたり、相談者等が安心して相談できる体制を整備する。また、総合案内においても、感染予防の体制を整備する。							
現在の課題や市民要望など		・法律相談・市民相談等を行うにあたり、会議室で対面相談を行っているが、感染症予防対策が不十分である。また、コードレス電話機がないため、分散して(別室で)相談を受けることができない。 ・相談者等の体調管理については自己申告であり、検温ができない。 ・総合案内窓口において、防御シートがあり、来庁者の声が聴き取りづらい。							
事業目的		① 感染症予防対策を取ることにより、弁護士等と対面相談を行い、市民が抱える心配ごとの軽減を図る。 ② 相談者、弁護士等の感染予防を図る。 検温システムにより、相手に不快な思いをさせずに市民等の体調を観察することにより、感染の拡大を防ぐ。分散勤務において、電話相談をする。 ④ 総合案内の環境整備を行い、従事者が市民の来庁目的を的確に聞き、適正に案内をする。							
	個別 取組	① ③		2					
			対而相談すス≻レが	できる。 ②	総合宏内で	で滴正か宏内がで	きろ		
	業による ・・変更点								
					T		柴炡拡大を防ける。		
事	業対象	☑ 個人·世帯☑ 団体① 市民、相談者、対		内部管理 ②	□ その他	()		
	内容	3	心石 (开设工号)	4					
業	務形態	□ 全部委託 □ 一部	委託 ② 直営	☐ 負担金·交	付金 その	の他 ()		
	内容	① ③		2 4					
支出根拠		□有 □ 無 法令	s 要綱 <mark>¦</mark> ① 名称 _I ③	-		2 4			
事	業継続		複数年度:無期	٦	後年度負		無		
		□ 複数年度:有期[始期 相談業務	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		内容	•	th six		
事業費の積算	2 年度	・飛沫防止パーテーション・アクリルカウンター・ペ・ルトパーテーション・子機付電話機・手指消毒液(18L)・消毒液(10L)総合案内業務・ピンマイク付窓口インター・検温でラームシステム	69,960円 44,000円 23,100円 13,000円 19,800円	事業男は一番である。	1,0	2.6 購 <i>7</i> 2.7 入木			
	3 年度		.1×12=52,800円	事業 事工 東国 市 の 他 一般財 費		53 ケ ジ ユ 1 53 ル 53			
	4 年度	•保険料 4,000円×1	.1×12=52,800円	国 県 市 債 そ の 他 一般財源		53			
経費	節減効果 金額	有「」(無	節減効果 の内容						
	立识	1年の種類				目標(推計)値			
主要指標		指標の種類 名称	計算方法	2	年度	日標(推計)個 3 年度	4 年度		
	■ 活動 指標	① 感染予防一式 ②			1	~			
		相談者が安心して相談できる 体制	相談者数	1(00%	100%	100%		
	成果 指標	② 来庁者の感染予防	総合案内者数	10	00%		100%		

事業評価シート【新規事業-2】

	1. 実施主体・目的の妥当性		・自治体が関与すべき事業か。民間で実施できないか。 ・総合計画における目的に合致するか。課題解決に結びつくのか。
	評価		◎評価理由(上記の観点により記入してください)
	A	A. 妥当である B. 改善する余地がある C. 妥当ではない	市民が安心して相談や来庁できるよう体制整備する必要がある。
	2. 事業の	有効性	・意図した成果は確実に得られるか。 ・類似の目的を持つ事業はないか。
	評価		◎評価理由(上記の観点により記入してください)
項目別評価	A	A. 有効である B. 改善の余地がある C. 有効ではない	感染予防対策を講じることで、市民が安心して相談や市役所において用事を済ませることができる。
	3. 事業の効率性		・成果を維持したまま費用を削減する余地はあるのか。 ・将来的なコストの増加・増大の要因はあるか。
	評価		◎評価理由(上記の観点により記入してください)
	A	A. 効率的である B. 改善の余地がある C. 効率的ではない	感染予防対策を講じることにより、感染を拡大させない。
	4. 緊急性		・今実施しなければならない理由。 ・実施しない場合の問題点。
ІЩ	評価		◎評価理由(上記の観点により記入してください)
Щ	評価 A		緊急事態宣言が解除され、感染症拡大防止を図るため、早急に対策 が必要である。
Щ	A 5. 市民要	B.2~3年後に実施する必要有	緊急事態宣言が解除され、感染症拡大防止を図るため、早急に対策が必要である。 ・どういう市民要望があるのか。 ・受益者負担は適正か。 ・公平性の点から受益の偏り(特定の地域や個人等)はないか。
Щ	A	B.2~3年後に実施する必要有 C.すぐに実施する必要はない	緊急事態宣言が解除され、感染症拡大防止を図るため、早急に対策が必要である。 ・どういう市民要望があるのか。 ・受益者負担は適正か。
Щ	A 5. 市民要	B.2~3年後に実施する必要有 C.すぐに実施する必要はない 望・公平性 A.多くの市民要望有	緊急事態宣言が解除され、感染症拡大防止を図るため、早急に対策が必要である。 ・どういう市民要望があるのか。 ・受益者負担は適正か。 ・公平性の点から受益の偏り(特定の地域や個人等)はないか。 ②評価理由(上記の観点により記入してください)
Ш	A 5. 市民要 評価 A	B.2~3年後に実施する必要有 C.すぐに実施する必要はない 望・公平性 A.多くの市民要望有 B.一部地域・団体等の要望有	緊急事態宣言が解除され、感染症拡大防止を図るため、早急に対策が必要である。 ・どういう市民要望があるのか。 ・受益者負担は適正か。 ・公平性の点から受益の偏り (特定の地域や個人等) はないか。 ②評価理由(上記の観点により記入してください) 来庁者の感染拡大を防ぐことができる。また、弁護士等による対面

	美施計画における位直づけ、財政状況による美現性						
	評価		◎評価理由				
	В	A. 実施 B. 一部実施 C. 実施しない	感染症に関連して生じる様々な問題に対する相談支援の継続に資する事業であると認められる。なお、検温アラームシステムについては運用及び費用対効果の点で課題があると考えられることから認めない。				
	■政策調整会議による評価						
総	評価		◎評価理由				
合評価		A. 実施 B. 一部実施 C. 実施しない					
	■庁議による方針						
	評価		具体的な方向性				
	A	A. 実施 B. 一部実施 C. 実施しない	担当課の提案どおり実施するものとする。				